

【諮問事項】

令和3年度納付金の算定方法について

《目次》

資料6 諮問書（令和2年10月30日）

○参考資料

- ・国民健康保険事業費納付金算定の流れ
- ・令和3年度納付金の算定方法について（参考）
- ・激変緩和の計算の流れ

（令和2年11月9日開催 令和2年度第2回鳥取県国民健康保険運営協議会資料）

第202000185435号
令和2年10月30日

鳥取県国民健康保険運営協議会
会長 石川 真澄 様

鳥取県福祉保健部長 宮本 則明



諮 問 書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、法第75条の7第1項の規定による令和3年度国民健康保険事業費納付金の徴収に関することについて、別紙「令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定方法について」により決定したいので、諮問します。

（担当）健康医療局医療・保険課国民健康保険担当 平尾
電話 0857-26-7975

別紙

令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定方法について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定による令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）並びに鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号。以下「条例」という。）及び鳥取県国民健康保険運営方針（平成30年3月鳥取県策定）に基づき算定することとしているが、条例第8条の規定による知事が定める数を次のとおりとする。

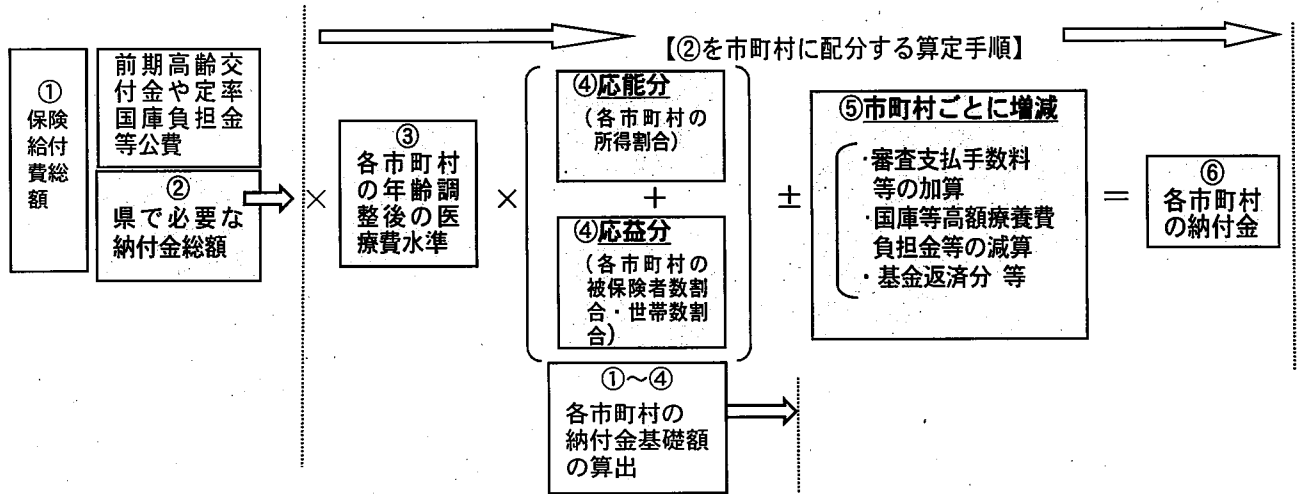
	令和3年度 知事が定める数 (案)	参考（運営方針）
医療費指数反映係数（ α ） (条例第9条第1項関係)	1	(運営方針) 医療費反映係数 α の値は、その逡減時期について県内市町村の医療費水準の差異の状況や保険料(税)の統一化の状況を踏まえ、市町村と協議の上、毎年告示により示すこと。
(参考) 医療費指数反映係数：各市町村の医療費水準の差をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数 (0以上1以下の範囲内) $\alpha=1$ の場合 医療費水準の差を納付金配分に全て反映 $\alpha=0$ の場合 全く反映させない		
所得係数（ β ） (条例第11条、第15条、第19条関係)	国が示す 係数とする。	(運営方針) 市町村との協議を踏まえ、国が示す係数を使用することとし、毎年告示により示すこと。
(参考) 所得係数：所得の水準をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数。 応能割の配分：応益割の配分 = $\beta : 1$ となる。 全国の平均的な所得水準の都道府県の場合は、 $\beta=1$ となり、 応能での配分納付金：応益での配分納付=50:50となる。		
均等割指数 (条例第14条、第18条、第22条関係)	0.7	(運営方針) 均等割：平等割=70:30とすること。
(参考) 均等割指数： 応益割（均等割及び平等割）の賦課総額に占める均等割の割合		

※ 「参考（運営方針）」欄は、第2期国民健康保険運営方針で規定する予定の内容を記載している。
なお、記載内容については、令和2年10月13日開催の県・市町村国民健康保険連携会議で合意済。

国民健康保険事業費納付金算定の流れ

- 納付金の額は、県全体の保険給付費総額の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して配分額を決定する。
- 各市町村の納付金額は、一般納付金基礎額分(医療分) + 後期高齢者支援金等納付金基礎額 + 介護納付金納付金基礎額分 + 市町村別加算分 - 市町村別減算分 とする。
(算定政令第8条～第13条)

〈納付金の算定イメージ〉



※ 上記のイメージの①～⑥は次のとおり。

- ① 県全体の保険給付費を推計（過去3年間の伸び率を勘案して推計）
【納付金を算定する対象（運営方針）】
・国が示す対象範囲（療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに前期高齢者納付金等）
- ② ①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の納付金総額を算出
- ③④ 各市町村の納付金基礎額を算出

県全体の納付金総額×

$$[1 + \alpha \times (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)] \times [\beta \times (\text{応能(所得)の割合}) + (\text{応益(被保険者・世帯)の割合})] / (1 + \beta) \times \gamma$$

- ※ 本県の場合は、運営方針において3方式により算定と規定（応能分は所得割のみ）
- ※ 後期高齢者支援金分、介護納付金分については、医療分と同様な考え方により按分
- ※ α （医療費指数反映係数）は、医療費指数をどの程度反映させるか調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）
 $\alpha = 1$ の場合、医療費指数を納付金の配分にすべて反映させる
 $\alpha = 0$ の場合、医療費指数を納付金の配分にまったく反映させない
- ※ β （所得係数）は、所得の割合をどの程度納付金の配分に反映させるか調整する係数
全国の平均的な所得水準の都道府県の場合 $\Rightarrow \beta = 1$
応益での配分納付金：応能での配分納付金=50:50
- ※ γ （調整係数）は、各市町村の納付金基礎額の総額を、県の総額に合わせるための係数

- ⑤ ④の納付金基礎額に各市町村固有の経費となる審査支払手数料等の加算、高額医療費負担金の減算等の増減を勘案
- ⑥ 各市町村の納付金を決定

令和3年度納付金の算定方法について（参考）

- 本県の納付金の算定は、国のガイドラインに示された算定方式を基本としている。
- 原則として、納付金の額は県全体の保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して配分額を決定するが、算定に必要な医療費係数の取扱い等、市町村と合意を得て算定している。

また、納付金は次の3区分（医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分）の算定の合計額となる。

さらに、本書では、仮想市町村を設定（仮定の係数等の設定）し、納付金算定の流れを具体的に例示しているため、金額・係数は参考数値である。

【医療分】

算定のイメージ	算定に関する説明
<p>① 保険給付費総額</p> <p>前期高齢交付金や定率国庫負担金等公費</p> <p>② 県で必要な納付金算定基礎額</p> <p>③ 各市町村の年齢調整後の医療費水準</p> <p>④ 応能分 (各市町村の所得割合)</p> <p>④ 応益分 (各市町村の被保険者数割合・世帯数割合)</p> <p>⑤ 調整係数</p> <p>⑥ 各市町村の納付金基礎額 (①~⑤)</p> <p>⑦ 市町村ごとに増減 ・審査支払手数料等の加算 ・国庫等高額療養費負担金等の減算 ・激変緩和措置分⑧等</p> <p>⑧ 各市町村の納付金</p>	<p>※ ①~⑨は左の納付金算定のイメージ図に対応。</p> <p>① 県全体の保険給付費を推計 (R1 をベースとし、70 歳以上の高齢者の医療費等の特殊事情を勘案して推計) 約 420 億円</p> <p>② ①から国庫負担金等の公費 約 300 億円 を除く 県で必要な納付金算定基礎額 約 120 億円 を算出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>仮想の市町村 (算出例を提示する仮定の団体各種係数等)</p> <p>医療費指数 : 1.05 所得割合: 15%</p> <p>被保険者割合: 10% 世帯割合: 12%</p> </div> <p>③ ②の納付金総額に各市町村の年齢調整後の医療費水準を勘案 [1 + α × (年齢調整後の医療費指数 - 1)]</p> <p>※ α (医療費指数反映係数) = 1 (→ 医療費指数を納付金の配分にすべて反映)</p> <p>④ ③に各市町村の県内の応能 (所得割合 ※)、応益 (被保険者数割合や世帯割合) を反映。 (※ 本県の納付金算定では3方式を採用しているため、所得割合勘案) [β × (応能所得の割合) + (応益(被保険者・世帯)の割合)] / (1 + β)</p> <p>※ β (所得係数) = 県平均 0.80 被保者:世帯 = 0.7 : 0.3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(仮想市町村の計算例)</p> <p>120 億 × 1.05 × (0.8 × 0.15 + 0.7 × 0.10 + 0.3 × 0.12) / 1.8 = 15.8 億円</p> <p>※ 1.8 = 1 + 0.8 (所得係数)</p> </div> <p>⑤ 各市町村の納付金基礎額の総額を、県の総額に調整 (仮想市町村の計算例) ※ R3 調整係数: 0.97 (仮数値) 15.8 億円 × 0.97 = 15.3 億円</p> <p>⑥ 市町村ごとの納付金基礎額</p> <p>⑦ ⑥の納付金基礎額に各市町村固有の経費となる審査支払手数料等の加算、高額医療費負担金の減算等の増減を勘案 (仮想市町村では 0.5 億円増)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑧ 【対象市町村の激変緩和の算定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料で集めるべき一人当たり保険料(※)を算出し、H29の額と比較する。 ・比較結果で7.2%以上(年1.8%×4年分)超過する市町村に激変緩和を実施。 ・激変緩和に投入する額は、市町村と合意済み。 <p>激変緩和投入額 = 約 2.4 億円 (仮数値)</p> <p>(仮想市町村では医療分の激変緩和額は 0.16 億円)</p> </div> <p>⑨ 各市町村の納付金を決定 医療分: 約 111 億円 (仮想市町村では医療分 15.8 億円)</p>

【後期高齢者支援金分】

算定のイメージ	算定に関する説明
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">① 後期高齢者支援金</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>後期高齢者支援金や 国庫負担金等の 公費</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">② 県で必要な 納付金算定 基礎額</p> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</p>	<p>納付金の額は、県全体の後期高齢者支援金等の見込みを立て、交付を受けることが見込まれる公費等の推計も併せて行う。</p> <p>※ ①～⑥は左の納付金算定のイメージ図に対応。</p> <p>① 県全体の後期高齢者支援金等を推計 約 70 億円</p> <p>② ①から国庫負担金等の公費 約 33 億円 を除く 県で必要な納付金算定基礎額 約 37 億円 を算出</p>
<p style="text-align: center;">×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③ 応能分 (各市町村の所得割合)</p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③ 応益分 (各市町村の被保険者数割合・世帯数割合)</p> </div> <p style="text-align: center;">×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>④ 調整係数</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑤ 各市町村の納付金基礎額 (①～④)</p> </div> <p style="text-align: center;">-</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑥ 市町村ごとに増減 ・精算額 ・激変緩和措置分</p> </div> <p style="text-align: center;">=</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑦ 各市町村の納付金</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>仮想の市町村 (算出例を提示する仮想の団体各種係数等) 所得割合: 15% 被保険者割合: 10% 世帯割合: 12%</p> </div> <p>③ ②に各市町村の県内の応能 (所得割合 ※)、応益 (被保険者数割合や世帯割合) を反映。</p> <p>(※本県の納付金の算定では3方式を採用しているため、所得割合勘案) $\frac{[\beta \times (\text{応能}(\text{所得})) \text{の割合}] + (\text{応益}(\text{被保険者} \cdot \text{世帯}) \text{の割合})}{1 + \beta}$ ※ β (所得係数) = 県平均 0.80</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(仮想市町村の計算例) $37 \text{ 億円} \times (0.8 \times 0.15 + 0.7 \times 0.10 + 0.3 \times 0.12) / 1.8 = 4.6 \text{ 億円}$ ※ $1.8 = 1 + 0.8$ (所得係数)</p> </div> <p>④ 各市町村の納付金基礎額の総額を、県の総額に調整</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(仮想市町村の計算例) ※ R3 調整係数: 1 $4.6 \text{ 億円} \times 1 = 4.6 \text{ 億円}$</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 100px; top: 410px;">②を各市町村に配分する算定基準</p>	<p>⑤ 市町村ごとの納付金基礎額</p> <p>⑥ ⑤の納付金基礎額に対象市町村の激変緩和等を勘案 (仮想市町村では 0.8 億円減額)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【対象市町村の激変緩和の算定】 激変緩和投入額 = 約 2.0 億円 (仮想市町村では上記減額のうち激変緩和 0.26 億円)</p> </div> <p>⑦ 各市町村の納付金を決定 後期高齢者支援分: 約 32 億円 (仮想市町村では支援分 3.8 億円円)</p>

【介護納付金分】

算定のイメージ	算定に関する説明		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">① 介護納付金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">介護納付金 負担率 国庫負担 金等公費</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">② 県で必要 な納付金 算定基礎 額</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</p>	介護納付金 負担率 国庫負担 金等公費	② 県で必要 な納付金 算定基礎 額	<p>納付金の額は、県全体の介護納付金等の見込みを立て、交付を受けることが見込まれる公費等の推計も併せて行う。</p> <p>※ ①～⑥は左の納付金算定のイメージ図に対応。</p> <p>① 県全体の介護納付金を推計 約 24 億円</p> <p>② ①から国庫負担金等の公費 約 11 億円 を除く 県で必要な納付金算定基礎額 約 13 億円 を算出</p>
介護納付金 負担率 国庫負担 金等公費	② 県で必要 な納付金 算定基礎 額		
<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">③応能分 (各市町村の所得 割合)</p> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">③応益分 (各市町村の被保 険者数割合・世帯 数割合)</p> </div> <p style="text-align: center;">×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">④調整係数</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">⑤各市町村の納付金 基礎額 (①～④)</p> <p style="text-align: center;">-</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">⑥市町村ごとに増減 ・精算額 ・激変緩和措置分</p> </div> <p style="text-align: center;">=</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 2px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">⑦各市町村の納付金</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">仮想の市町村 (算出例を提示する仮想の団体各種係数等)</p> <p style="text-align: center;">所得割合: 15% 被保険者割合: 10% 世帯割合: 12%</p> </div> <p>③ ②に各市町村の県内の応能 (所得割合 ※)、応益 (被保険者数割合や世帯割合) を反映。</p> <p style="text-align: center;">(※ 本県の算定は3方式のため、所得割合のみ勘案)</p> $[\beta \times (\text{応能(所得)の割合}) + (\text{応益(被保険者・世帯)の割合})] / (1 + \beta)$ <p style="text-align: center;">※ β (所得係数) = 県平均 0.78</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(仮想市町村の計算例)</p> <p style="text-align: center;">$13 \text{ 億円} \times (0.78 \times 0.15 + 0.7 \times 0.10 + 0.3 \times 0.12) / 1.78 = 1.6 \text{ 億円}$</p> <p style="text-align: center;">※ $1.78 = 1 + 0.78$ (所得係数)</p> </div> <p>④ 各市町村の納付金基礎額の総額を、県の総額に調整 (仮想市町村の計算例) ※ R3 調整係数: 1</p> <p style="text-align: center;">$1.6 \text{ 億円} \times 1 = 1.6 \text{ 億円}$</p>		
<p style="text-align: center;">↓</p>	<p>⑤ 市町村ごとの納付金基礎額</p> <p>⑥ ⑤の納付金基礎額に対象市町村の激変緩和等を勘案 (仮想市町村では 0.6 億円減額)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">【対象市町村の激変緩和の算定】</p> <p style="text-align: center;">激変緩和投入額 = 約 0.9 億円</p> <p style="text-align: center;">(仮想市町村では上記減額のうち激変緩和 0.73 億円)</p> </div> <p>⑦ 各市町村の納付金を決定 介護納付金分: 約 10 億円 (仮想市町村では支援分 1.0 億円)</p>		

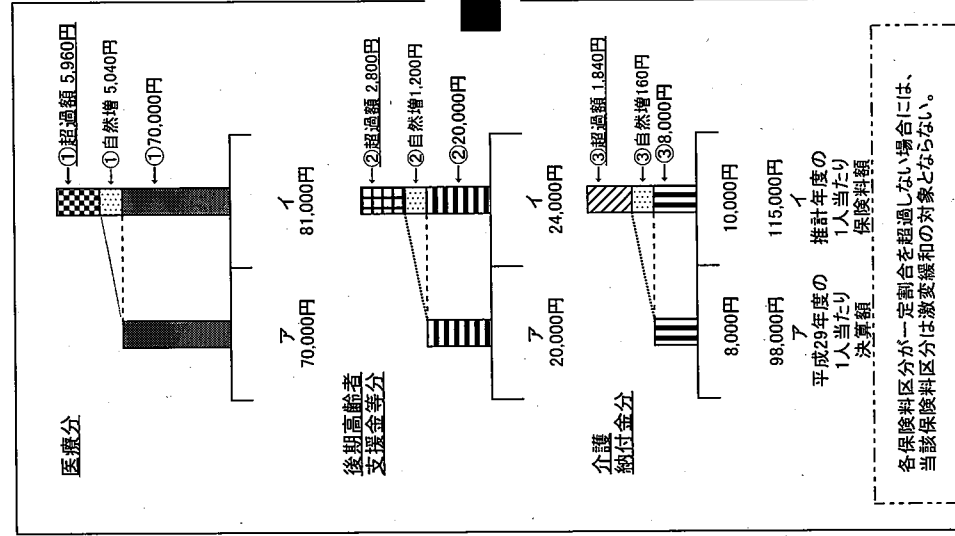
激変緩和の計算の流れ

- A: 医療分、後期支援分、介護納付金の各区分ごとにH29決算額とR3算定を比較(文比べ)
 B: 各区分を合算し、合算額が一定割合(自然増は全体で年1.8%増(対H29比7.2%)まで(激変緩和措置を講じるもの。))を超えなければ年1.5%とする。この超過部分を激変緩和の対象とする。(ただし、全体で年1.5%(医療1.5%、支援1.5%、介護0.5%)で算定しても激変緩和財源に不足を生じなければ年1.5%とする。)
 C: Bの超過額を各区分ごとに比例配分し、各区分ごとに激変緩和措置対象額を算定

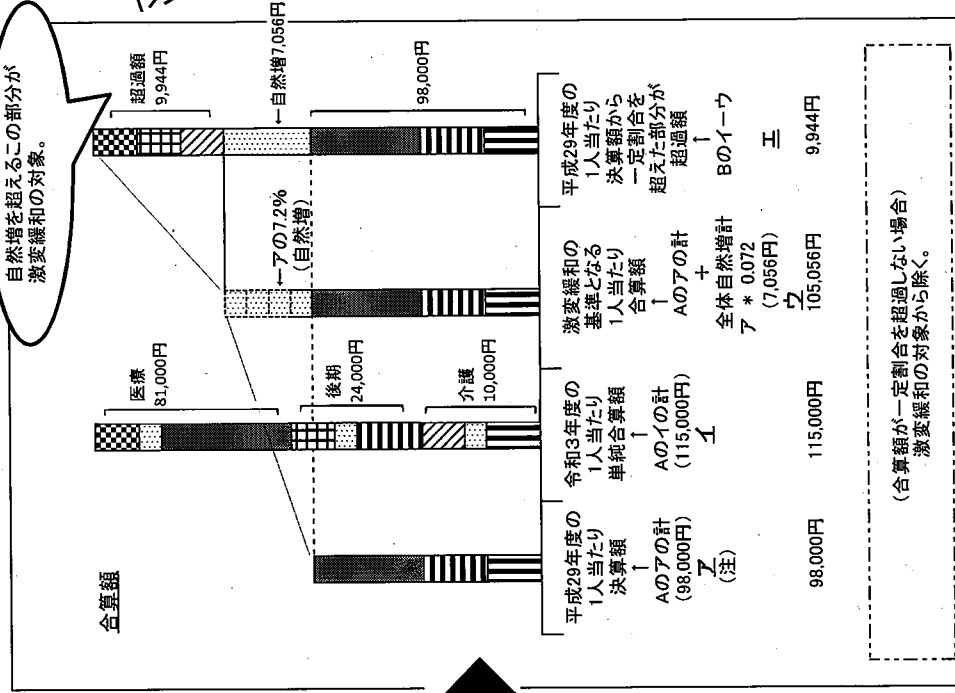
【基本的な考え方】

- ・ 制度改革に関わらず医療費の増減はあり、本県の場合は過去の傾向から、年1.8%増(対H29比7.2%)まで(激変緩和財源に不足を生じなければ年1.5%(対H29比較6.0%)まで)を自然増と見込む。
- ・ この一定割合(自然増)を超える部分は、制度改革後の影響で伸びたものという考え方で、ここに激変緩和措置を講じるもの。
- ・ 各区分ごとに算出するため、全体で7.2%(自然増を年1.5%に設定する場合は6.0%)を超過しなければ対象としない。

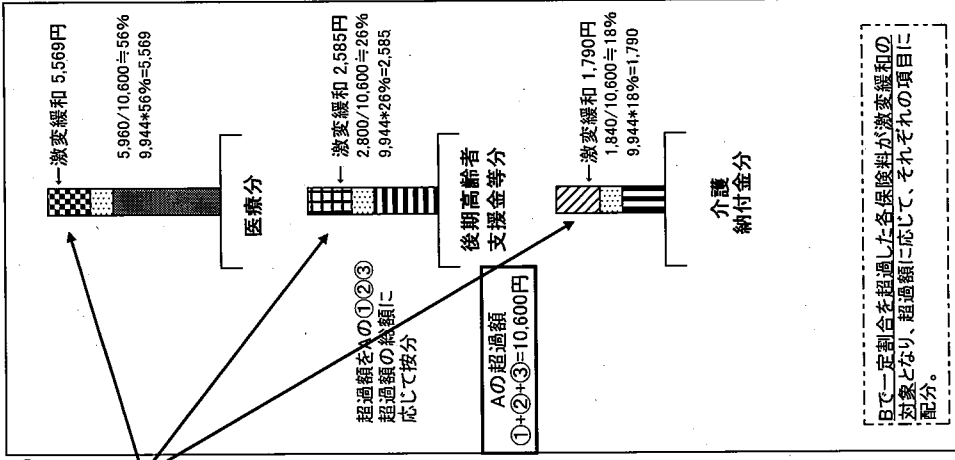
A: 各区分で1人当たり額をH29と比較(文比べ)



B: 各区分の合算額から合算額で激変緩和の対象額を算出



C: Bの全体超過額を各区分のAで比例配分



※ 一定割合は、自然増(1.8%/年)×4年分=7.2%と設定。(ただし、1.5%/年で算定しても激変緩和財源に不足を生じなければ年1.5%とする。)
 ・ 29年度1人当たり保険料を合計するときには、医療分+後期高齢者支援金等分+(介護分×R3年度介護被保険者数÷R3年度一般被保険者数)の計算をする。
 ・ R3年度1人当たり保険料を合計するときには、保険料総額(医療分+後期高齢者支援金等分+介護分)÷R3年度一般被保険者数の計算をする。
 ・ 合算額、激変緩和基準額を計算するときには、合算額×1.072(自然増を年1.5%とする場合は1.060)の計算をする。